

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。

なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和6年5月31日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第3号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

	申請者	申請概要	営業区域	備考
6-327	田川構内自動車株式会社	○営業的割引の廃止 20回の乗車により次回乗車時に普通車初乗運賃相当額を割引	田川交通圏	
6-328	平和タクシー株式会社	○営業的割引の廃止 20回の乗車により次回乗車時に普通車初乗運賃相当額を割引	田川交通圏	
6-329	宗像西鉄タクシー株式会社	○遠距離割引の変更 (新)普通車：9,000円を超える部分につき1割引 (旧)普通車：5,000円を超える部分につき3割引	宗像交通圏	
6-333 ~334 6-337 ~338	共働タクシー株式会社 サンタクシー株式会社 二日市交通株式会社 板付交通株式会社	○迎車回送料金の設定 迎車のための回送について適用する。 1回ごとに300円	福岡交通圏	法人事業者4社
6-335 ~336	有限会社亜細亜タクシー 安全タクシー株式会社	○迎車回送料金の設定 迎車のための回送について適用する。 1回ごとに200円	福岡交通圏	法人事業者2社